

厚生労働省の令和 2 年度税制改正要望のうち、主な資産税関連項目は以下のような内容です。

1. 医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等

(1) 要望の内容

医療法人の出資者の死亡により相続が発生する場合、相続税の支払いのための持分払戻などが行われ、医療継続が困難になることが想定される。当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として医療を継続していけるよう、平成 26 年度税制改正により、医療法上の持ち分なし医療法人への移行計画の認定制度を前提として、「医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置」が創設されており、平成 29 年 10 月に特例措置の期限が延長（令和 2 年 9 月 30 日まで）された。今般、その期限が終了することから、本特例措置の延長等（延長・要件緩和）を行う。

※ 医療法人総数：54,790 法人（医療法人社団 54,416 法人、医療法人財団 374 法人（H31.3 現在））

医療法人社団 54,416 法人のうち、「持分あり」：39,263 法人（72%）、「持分なし」：15,153 法人（28%）。

(2) 施策の必要性

本特例措置は、移行計画の認定を受け、移行を進めている持ち分あり医療法人において、出資者の死亡により相続が発生することなどがあっても、相続税の支払いのために相続人から法人への相続持分の払戻し請求等を受けて移行計画の達成に支障が生じることのないよう、相続税等の猶予等を行うものであり、円滑な移行促進のために必要な支援措置となっている。

持ち分あり医療法人は依然として 4 万法人あり、引き続き、持分なし医療法人への移行を促進する必要があることから、本特例措置について延長（令和 2 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで）等が必要である。

2. 医師少数区域等における医療法人の承継税制の創設

(1) 要望の内容

地域住民に良質かつ適切な医療を安定的に提供する観点から、医師少数区域等において必要な医療を提供する医療機関（医療法人等）について、一定の期間の事業継続等を要件として、事業の継続に関する相続税、贈与税等に係る納税を猶予し、一定の期間事業を継続した場合には猶予税額を免除する等の措置を講ずる。

(2) 施策の必要性

医師少数区域等といった地理的、自然的条件等に恵まれない地域における医療機関は、地域住民の生活に欠くことのできない存在であり、一旦こうした医療機関が失われた場合、設置主体、医師をはじめとする医療従事者、必要な施設・設備を新たに用意するなど、失われた医療機関と同質の医療機能を確保することは、極めて困難である。

このため、こうした地域において必要な医療を提供する医療機関については、相続等の機会に事業の廃止を選択することなく、一定の期間の事業継続等を要件として、承継時に課税される相続税等を減免するなど、将来に向けた事業の継続を支援することで、地域住民に対して医療を継続的・安定的に提供する。

3. 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設

(1) 要望の内容

持分なし医療法人への移行を促進するため、持分あり医療法人から基金拠出型医療法人へ移行する際に、当初出資金を超える部分に課税される「みなし配当課税」について、基金が払い戻されるまでの間、納税猶予する措置を講ずる。

(2) 施策の必要性

法改正前に設立されていた持分あり医療法人については、持分なし医療法人への移行を促進している。持分なし医療法人の一種型である基金拠出型医療法人への移行において、納税猶予措置を講じることにより、持分なし医療法人への移行を進めるものである。

4. 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設

(1) 要望の内容

仕事と家庭の両立を支援し、希望出生率 1.8 を実現する観点から、0～2 歳の子どもを持つ一定の世帯が、認可保育所への入所の希望がかなわず、やむを得ず認可外保育施設（ベビーシッターを含む）を利用する場合に、その費用の一部を税額控除の対象とする税制上の措置を講ずる。

(2) 施策の必要性

やむを得ず認可外保育施設に入所することとなった方や、在宅で子育てする家庭が使える子育て支援サービスについて、公費により利用料負担を軽減する仕組みがないため、子育てに係る負担軽減を行うものである。（文責：山本和義）